

企業の社会的責任と社会的企業への関与可能性

朴 恩 芝

1. はじめに

近年、企業に対する評価は経営活動からの財務的成果はもちろん、環境や社会への取り組みなどの非財務的要素によっても影響される。企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）活動もその一つである。周知のとおり、2000年を前後に日本でも企業によるCSR活動への社会的な関心が急激に増えた。初期のCSR活動は、1990年代から世界的にも注目された環境問題に企業が社会の一員としてどう取り組んでいるかであったといえる。

実際、2000年環境省、2001年経済産業省が企業の環境情報開示に関するガイドラインを公表し、それに応じるかたちで、上場企業が中心となってWeb上または紙媒体で環境情報を積極的に提供した（環境省、2016）。環境問題への取り組みはいまでも企業のCSR活動の主な対象である。

その一方で、企業の社会問題に対する取り組みはそれほど目立っていない。GRIガイドラインの影響もあり、環境だけでなく社会への取り組みも企業のCSR活動の柱であることは知られているものの、取り組み状況をみる限り、たとえば労働環境や採用など企業内部の組織運営上の問題に集中している様子である。

しかし、現在企業外部の一般社会では、経営のグローバルな展開とともに深刻になってきた格差問題に対する解決策を見出せずにいる。Harvey (2007) は、社会の不平等と格差問題の深化を新自由主義¹⁾からの構造的な問題とし（渡辺監訳、2007）、Piketty (2014) も過去数百年間世界の主要国でどれほど所得と富の不平等が進んだのかを統計的に分析し、至急是正するよう警告する（山形

他訳, 2014)。

もちろん, 以前から企業の社会性を強調する主張はある。Drucker (1973) は企業の目的を利益の最大化ではなく, 社会のニーズに応え, イノベーションをとおして経済活動と社会活動を遂行し社会全体の利益を導き出すこととする(上田訳, 2013)。その延長線上で, Porter and Kramer (2011) は共通価値 (Creating Shared Value) を提唱し, 社会的問題を解決する力を企業の競争優位とする戦略的視点で CSR を展開している。

これらの主張は CSR 活動を企業の正常な経営活動として位置づけようとするものである。とはいえ, 企業による現在の CSR 行動が利益追求を最優先とする経営環境において限定的に行われるものに変わりはない。このような企業内部のまたは企業に直接関連する問題に限定された CSR 活動は, 常に消極的で, 社会的課題の解決とはかけ離れたパフォーマンスとして映るかもしれない。

ここで社会的課題とは, 社会的排除 (Social Exclusion)²⁾ を内包する経済的貧困問題とそれに関連する社会的孤立からくる社会の問題をいう。その領域は雇用, 教育, 貧困, 健康, 住居など多岐にわたっており, いまの社会はそれらの解決に従来企業や家族などの社会的なセーフティネットが働かず, 個人がさまざまなリスクに「自己責任」で対応を迫られる社会的排除の状態にある(藤井, 2013, i-ii 頁)。

社会的課題の解決に取り組む組織は NPO を中心とする非営利組織(以下, サード・セクター)が一般的である。しかし, ボランタリーな性格の強いサード・セクターは資金不足の恒常的な問題を抱え, 安定的な組織運営や事業展開

1) Harvey (2007) によると, 新自由主義とは強力な私的所有権, 自由市場, 自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることで人類の富と福利が最大化すると主張する, 政治経済的実践の理論である。このとき国家の役割は, こうした実践にふさわしい制度的枠組みや機能を創り上げ維持することにある。たとえば市場が存在しない場合には市場そのものを創出しなければならないが, いったん市場が存在するとそれへの介入は最小限に保たなければならない(渡辺監訳, 2007, 10-11 頁)。

2) 欧州委員会 (European Commission) は, 社会的排除を, 人々を正常な交流や活動, 現代社会における諸権利から排除された状況に至らしめている複合的で変化する様々な要因と定義している(塚本, 2012, 22 頁)。

に限界をもつ。とりわけ1980年代新自由主義の強化以降、多くの先進国では財政問題を理由に社会的課題の解決に直接かかわる公共サービス関連の予算を削減するだけでなく、サード・セクターに対しても、補助金などの政府支援を減らす代わりに、その不足分を、事業収入をとおして自力で資金調達するよう求めるようになったのである³⁾ (土肥・谷本, 2007, 99-100頁)。

こうした状況で近年注目されるのが、社会的企業である。社会的企業とは、社会的課題の解決を最優先としながらも経済的リターンを求める企業のことである。サード・セクターにおける資金の調達と活用の制限という非営利組織特有の問題を補完することを意図する企業形態で、営利性と非営利性の融合という特徴を持つ。現在これに関して進んでいるイギリスは、社会的企業をとおして社会的課題が解決できる持続可能なシステムを構築するために、それを支援する社会的インパクト投資システムを整備し、市場の拡大を図っている。

現在の社会的課題を解決するためには、こうした社会的企業と社会的インパクト投資システムに営利企業を関与させることを考えてみる必要がある。社会的企業に対して投資または協働というかたちで社会的課題の解決に直接かかわることで、企業はCSR活動が拡大でき、社会的企業にとっては社会的課題を解決するための組織的・財務的健全性が担保される、Win-Winの効果が期待できる。それによって、システムとして社会的企業と社会的インパクト投資を持続させることにも大きく貢献できる。

もちろん、それには慎重な検討が求められる。何よりも投資または協働による社会的企業への関与に、企業のステイクホルダー、とりわけ投資家が理解を示すか確認する必要がある。社会的課題の解決が企業本来の目標でない以上、社会的企業への関与は企業の利益に影響を及ぼす行為となりうるからである。それらの本格的な検討は、別の研究にて行う予定である。

本稿ではその準備段階として、まず企業のCSR行動が現在投資市場で評価

3) アメリカでは1980年代以降進んだ小さな政府化の流れによって、サード・セクターへの補助金や委託金が大幅に削減され、組織活動に大きなダメージを受けることとなった。こうした資金問題を打開するために多くのサード・セクターが事業収益を求めて商業化、ビジネス化する傾向が強まっている。

されていることを SRI/ESG 投資の動向から読み取り、社会的企業への関与も CSR 活動の拡張としてとらえられる可能性を探る。SRI/ESG 投資は主に企業の CSR に関する行動を、投資家が投資ポートフォリオを組む際に評価するものであり、そのような投資行動は企業の CSR 戦略に影響するものと考えられる。つまり、企業が CSR 活動を続ける誘因を意識し、戦略により強く反映することが予想される。さらに、いままでは CSR 活動そのものへの評価が一般的だったとしたら、これからは活動の内容にもますます注目すると考えられる。

本稿は、このような企業の CSR 活動を取り巻く環境の変化から、企業が社会的企業と社会的インパクト投資システムに関与することで、より積極的な（高度の）CSR 戦略を展開する可能性を探ることを目的とする。

本稿の意義は社会的課題の解決に企業が戦略的にかかわることでダイナミックな CSR 活動を展開し、同時にこうした CSR についての企業行動の誘因を社会的企業が活用することで、社会的課題を迅速に解決するだけでなく、社会的企業そのものの組織能力や財務面の健全性を強化でき、互いに Win-Win できる戦略の可能性を示すことにある。

2. 企業の社会的責任（CSR）の展開

周知のとおり、2000 年を前後に日本では企業に対する CSR 活動が強く要求されるようになった。きっかけといわれるのは、バブル崩壊後の 1990 年代に明らかになった多くの企業不祥事、とりわけ会計不正による企業の相次ぐ倒産である。時期を同じくして、アメリカでも大手企業エンロンが会計不正で倒産し社会問題となった。こうした企業の体系的な不備とそれを利用した不正問題は、遵守すべきコンプライアンスと組織維持に欠かせないコーポレートガバナンスの不在を露呈した。

対応策として、アメリカは 2002 年「Sarbanes Oxley 法（通称、SOX 法）」を制定し、内部統制報告書の正確な作成と監査義務付けの強化などで財務報告の信頼性を取り戻そうとした。日本でもその影響を受けて、金融商品取引法等において規定された「内部統制報告制度（通称 J-SOX 法）」を整備している（金融庁、2006）。

この時期には、環境問題に対してもグローバルな関心が高まり、企業の環境への取り組みが注目されるようになった。2000年環境省は環境会計ガイドラインと環境報告書ガイドラインを、2001年経済産業省が環境レポーティングガイドラインを続けて公表し、さらに国際的には環境問題にとどまらず、社会と経済情報をも取り入れたトリプルボトムラインの概念を用いたGRIガイドラインが制定され、数回の改訂を経て現在に至っている。

このように企業を取り巻く環境において、社会の一員として企業の役割が強く求められるようになってきている。現在企業のCSR活動は従来の環境、社会的側面にコンプライアンスの遂行やコーポレートガバナンスなど、組織の健全性とリスク・マネジメントの視点が加わることで、主要な経営活動の一つと位置付けられつつある。環境省が公表した「環境にやさしい企業行動調査」によると、調査に応じた上場企業の65%が環境報告書（CSR報告書、サステナビリティ報告書などを含む）を開示しており（環境省、2016）、企業も社会の要請を意識し積極的に対応しているものと考えられる。

その一方で社会での知名度は高いものの、CSRが十分に定義されないまま急成長し、その結果さまざまな理解のもとで企業に対する社会的ニーズの範囲が広がってしまったとの指摘もある（首藤・竹原、2007、5頁）。

CSRへの考え方は、主にヨーロッパとアメリカにおいて異なる（経済産業省、2006、4-5頁）。アメリカではさまざまな社会運動に対する企業側の対応行動としてCSRが遂行されており、コーポレートガバナンスの観点からリスク・マネジメントの一環として扱われる。

他方、ヨーロッパにおいてコンプライアンスや企業倫理はCSR以前の義務であり、CSRは社会問題の解決に企業が参画したことを指す場合が多い。そのため、CSRは持続可能なビジネスにつながる自主的な取り組みと認識される。関連して、ヨーロッパ発のトリプルボトムラインの概念は持続可能な発展のための組織戦略としても現在注目されている。

日本は、ヨーロッパのGRIガイドラインを積極的に取り入れつつも、CSR遂行の重要な項目としてコーポレートガバナンスとコンプライアンスを考慮することから、両方の概念が混在しているとみられる。

3. 社会的責任投資と環境・社会・ガバナンス投資

こうした企業のCSR活動は、投資家が投資を考慮する際に企業を評価する一つの要素になっている。社会的責任投資 (Social Responsibility investment: SRI) と環境・社会・ガバナンス (Environmental, Social and Corporate Governance: ESG) 投資と呼ばれるものである。

SRIとは、企業活動を評価し投資先を決める際に、企業経営の財務面のみならず環境および社会的側面も考慮する投資手法である。初期にSRIの指標となるDomini Indexを公表したDomini (2001)はSRIを形成する3つのツールを提示している (山本訳, 2002, 33-40頁)。

まず、社会的・倫理的観点を基準に株や債券の銘柄を選定するソーシャル・スクリーン (Social Screen) である。これには、軍事、原子力、アルコールなど社会的批判の多い産業に属する企業を投資対象から除外するネガティブ・スクリーンと、環境や社会に対する配慮を評価し、社会的責任に取り組む企業を積極的に投資対象に含むポジティブ・スクリーンがある。

また、企業経営者と積極的に対話する株主行動 (Shareholder Activism/ Shareholder Engagement) がある。そこでは、株主の立場から企業と積極的にかかわり、その経営や方針、システムに影響を与える。初期のSRIは少数株主が経営陣と対決し問題の存在を認識させ、社会の関心を高める側面が強く、最近はそのに加え、大株主である機関投資家が中・長期的な観点で企業との対話を重視し企業価値を高めようとするエンゲージメントが注目される⁴⁾

さらに、主流パラダイムの枠外で地域金融を使うソーシャル・インベストメント/ファイナンス (Social Investment/Social Finance) がある。これには、地域の経済的開発を支援するコミュニティ開発投資 (Community Development Investment)、自然エネルギーの開発やフェア・トレードなどの社会的事業を行う事業体への社会開発投資 (Social Development Investment)、政府の公共サー

4) こうした動きには、機関投資家を取り巻く社会からの要請、とりわけ国連の責任投資原則や国際的なコーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの策定が影響しているとみられる。

ビスを代行するサービス提供組織の選定時に、参加組織の社会的責任活動をその評価基準に組み込む社会的責任公共投資（Socially Responsible Government Expenditure）が含まれる。

一般投資家にとって SRI はソーシャル・スクリーンと株主行動が主流となっており、地域金融を支えるソーシャル・インベストメント／ファイナンスは異質的とみられる。

現在は、こうした企業の環境と社会活動に焦点を当てている SRI の延長線で、コーポレートガバナンスの側面も入れて企業の非財務活動を評価する ESG 投資が注目されている。

従来の SRI が倫理性を強調され、社会的意識の強い投資家に限定されたものだったとしたら、ESG 投資は社会問題への取り組みが企業評価に直接つながり、企業価値をあげる重要な要素になると認識されることで、一般の投資家までも巻き込む投資を想定する。すなわち、企業の CSR 活動が初期の倫理的発想から企業価値という企業本来の領域に位置づけられ、投資家全体に有用な情報と認識されるようになったといえる。

このように、投資において ESG 要素が注目される理由を外部不経済の内部化とみる意見もある。河口（2014）によると、現在市場や経済において外部不経済と扱われてきた ESG 要素が、経済価値に影響を与える重要な要因となっている。それは ESG 情報入手の容易性、つまり ESG 情報の充実な開示と、投資家への有用性によって可能となっている。

今日 ESG 情報が開示内容を充実にし、さらに投資家に有用になったのは、GRI ガイドライン策定に影響を受けた市民社会からの要請と本格的な働きかけによるものである。とりわけ、2013 年の GRI ガイドライン（G4）では、投資家のニーズに焦点を当て、企業価値創造に影響をあたえる重要な項目を企業自らが選択し開示する形式を採用している。また、企業情報開示と会計の側面で企業の本質的な価値を表すものとして非財務情報を充実し開示する動きにも影響を受けている⁵⁾（河口，2014，96-97 頁）。

このような動きはコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの導入を機に、従来の短期主義的経営を見直し、中・長期的な視点で企

業の経営と報告システムを求める、企業を取り巻く現在の環境変化に符合する。

しかし、現在の ESG 要素が外部不経済と扱われているのかについては検討の必要がある。ESG 要素を考慮した企業の CSR 活動が、外部不経済の内部化といわれるほど、外部不経済の要素を対象としているかは疑問である。たとえば、環境への取り組みにおいて本来外部不経済を内部化する社会的コストは考慮されておらず、各種のガイドラインもそれを求めている。今後、外部不経済の内部化は企業の CSR 活動の評価において重要な判断基準として注目すべきであろう。

ところでそれとは別に、機関投資家を中心に ESG 情報と企業価値を関連付ける動きが増えつつある。このような ESG 投資市場の拡大を牽引しているのは、株主・投資家責任の提唱とみられる。

2006 年国連が公表した責任投資原則（Principles for Responsible Investment: PRI）を機に、世界の主要な年金基金や運用機関が ESG 要素を投資に勘案する方針を示したことで、企業行動に重大な影響がもたらされたと考えられる（谷本，2007，69-70 頁）。今後機関投資家を中心とした投資家の ESG 要素評価を、企業も CSR 戦略において強く意識し反映することが予測される。

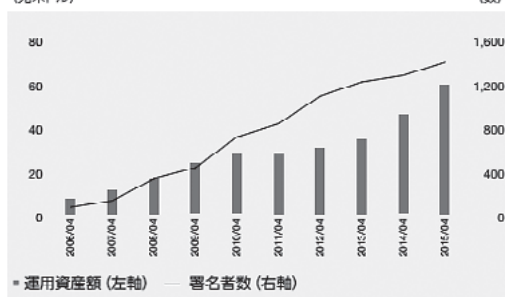
日本でも 2014 年「責任ある機関投資家」の諸原則として『日本版スチュワードシップ・コード』、2015 年『コーポレートガバナンス・コード』が公表されており、さらに、2015 年 9 月には世界最大の年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が責任投資原則に署名したことで、機関投資家を中心に ESG 投資や企業とのエンゲージメントが本格的に広がると予想される。

国連の責任投資原則への署名機関数は、2017 年 1 月末現在 Asset Owners 340, Investment Managers 1,111, Service Providers 218 となっている（UN, PRI signatory directory）。運用資産の合計額は 2015 年 4 月現在 59 兆米ドルを超えており（表 1）、世界上位 20 基金のうち、11 基金が ESG 投資を行い、全資産

5) ESG 投資を企業評価に組み込む方法としては、とりわけ ESG に関する CSR 活動とその財務的な影響を統合して一つの価値創造として評価するインテグレーションが注目されている（河口，2014，82-83 頁）。この方法によって、現在 ESG 情報をもっとも充実に開示できるものとして統合報告がある。過渡期的なものではあるが、国際統合報告委員会（IIRC）によって、統合報告に関する原則とフレームワークの検討と開示が積極的に行われている。

額の70%に達しているなど、欧米を中心とする公的年金が市場拡大を支えている（表2）（荒井，2016，4-5頁）。

表1 責任投資原則への署名機関数と運用資産額の推移
 資産額合計59兆米ドル超（2015年4月） 年率29%増
 (兆米ドル) (数)



出所：『日本サステナブル投資白書 2015』，4頁

表2 世界上位基金のESG投資状況
 世界上位20基金のうち、11基金がESG投資。資産額での比率は70%

	Fund	Country	Total assets
1	Government Pension Investment	Japan	\$1,143,838
2	Government Pension Fund	Norway	\$884,031
3	National Pension	South Korea	\$429,794
4	Federal Retirement Thrift	U.S.	\$422,200
5	ABP	Netherlands	\$418,745
6	California Public Employees	U.S.	\$296,744
7	National Social Security	China	\$247,361
8	Canada Pension	Canada	\$228,431
9	PFZW	Netherlands	\$215,006
10	Central Provident Fund	Singapore	\$207,872
11	Local Government Officials	Japan	\$194,696
12	California State Teachers	U.S.	\$186,954
13	Employees Provident Fund	Malaysia	\$184,097
14	New York State Common	U.S.	\$178,252
15	New York City Retirement	U.S.	\$158,702
16	Florida State Board	U.S.	\$154,657
17	Ontario Teachers	Canada	\$133,282
18	Texas Teachers	U.S.	\$128,933
19	GEPP	South Africa	\$123,204
20	ATP	Denmark	\$122,028

■ PRI署名 ■ ESG投資・PRI未署名

出所：『日本サステナブル投資白書 2015』，5頁

4. 企業の社会的責任行動の拡大と社会的インパクト投資の位置づけ

こうした ESG 投資は、CSR 活動のための企業戦略に重要な誘因となる。とりわけ、財務情報だけでなく、ESG 要素も開示情報の重要な柱とする統合報告 (Integrated Reporting) の本格的な展開は、ESG 要素が企業の価値創造能力に関連する有用な情報であることを表すものといえる。

戦略として CSR 活動を考える際には、CSR 活動そのものの多様な性質を考慮する必要がある。これについて、谷本 (2007) は企業の CSR 活動を 3 つの次元に区分する (谷本, 2007, 7-8 頁)。

まず、企業の経営活動の側面をその基本段階とする。従来一般的にみられた環境や社会への基本的な取り組みで、どちらかという受身的・基礎的な CSR 活動である。その内容は時間の経過とともに多様化、精緻化しつつある。次に、その応用段階として、一つは社会的事業として社会的課題の解決が求められる領域に対して企業の知識と技術力を活用した社会的価値としてのソーシャル・イノベーション、もう一つは社会的課題の解決に企業の資源を活用した取り組みである社会貢献活動が提示されており、この 3 つの次元を広義の CSR 活動とみなしている。

この見方から現在企業の CSR 活動を評価すると、その多くが企業の正常な経営活動ととらえられる次元にあり、一部製造業を中心にソーシャル・イノベーションへの応用がみられている。この 2 つの次元は企業活動が直接かわる領域で、その管理が企業の利益にも影響するため取り組みがより積極的であると考えられる。たとえば、自動車産業の企業は車の排気ガスが引き起こす環境問題を改善するために、環境に配慮した製品をつくる。これは企業の本業そのものであり、直接管理できるうえ、リスク・マネジメントの次元でも経営上重要である。とりわけ、最近のソーシャル・イノベーションは、企業のブランド力にもつながり企業価値の向上に大きく貢献している。

その一方で、もう一つの次元である社会貢献活動は一部の企業において長い間続けられてきたものの、それほど注目されてはいない。寄付や支援活動はどうしても企業の慈善活動やチャリティという一過性または短期性のものとみら

れるからである。何よりもこの活動は単なる企業の「支出」と「配慮」に映るため、投資家から理解が得られにくいだろう。

しかし、企業のCSR活動が今後もますます要請されることを考えると、従来の社会貢献活動に対する視点と取り組みの仕方を変えることで、CSR活動をより活発かつ効果的に拡大することができる。そのための有効な手法として、社会的企業および社会的インパクト投資との関連を検討する必要があると考える。社会的インパクト投資はSRIの一つであるソーシャル・インベストメント／ファイナンスの領域である。

ここでは、従来のSRI/ESG投資を意識した企業がさまざまな社会的システムに関与することで、より高度なCSR行動が展開できると考える。すでに述べたとおり、現在多くの企業はCSR活動を積極的に行っており、それが社会的に大いに評価され、投資家の投資意思決定にも影響を与える。

その一方で、こうした企業行動が現在山積している格差問題など企業外部における社会的課題の解決に一定の役割を果たしているかは甚だ疑問である。

企業が取り組むいまのCSR活動の多くが環境性に集中していることもあり、社会的取り組みに関する情報開示は未だ限定的である。何よりも、企業のCSR活動の対象となる「社会性」と社会的課題での「社会性」のかい離を確認する必要がある。

社会的課題の解決で求められる「社会性」は、いまの社会格差から表面化した社会的不条理、とりわけ社会的排除を意識した社会問題で、現在著しく社会に弊害と混乱をもたらすためその解決が急がれるものといえよう。

それに対して、一般的にCSR活動の対象となる「社会性」は、労働環境や人権、男女差別の解消など企業内部の組織改善のかたちで表れ、企業の経営活動に直接かかわるものが中心になっている。これは、GRIガイドラインで示される社会性カテゴリーにおいても確認できる。

GRIガイドライン（G4）をみると、社会性カテゴリーのサブカテゴリーとして、①労働慣行、②人権、③社会、④製品責任が分類されている（GRI, 2013）。その中身は企業に直接かかわる領域で、社会的課題との関連は弱いとみられる。

現在 CSR 情報を開示する多くの日本企業がこのガイドラインに従っていることを考えると、企業が開示する CSR 活動での「社会性」は企業に直接関連する領域に限られた性格のものであることがわかる。

このように、いまの企業の CSR 活動とは異なる「社会性」の社会的課題をより効果的かつ効率的に解決するために、イギリスを中心として発展しているのが社会的企業である。

社会的企業 (Social Enterprise) とは社会的課題を解決するためにビジネス手法を取り組む組織の総称で、社会的排除の解消、すなわち社会的包摂機能が期待される組織のことである (塚本, 2012, 1-4 頁)。

社会的企業については国によっても定義や範囲が異なるが、理論的な潮流はアメリカとイギリスにある。アメリカの社会的企業論は、Dees らビジネススクールの研究者により、企業とサード・セクターのハイブリッドとして位置づけられ、ソーシャル・イノベーションに焦点がおかれている。それには、商業化・企業化が進んだサード・セクター、営利企業形態の社会志向型企業や CSR 活動の企業までもが含まれる。社会状況の改善や新しい社会的価値を創造するソーシャル・イノベーション志向の強さが、従来の営利企業と明らかに異なる (塚本, 2012, 4-7 頁; 藤井, 2013, 20 頁)。

一方イギリスの社会的企業論は、1996 年欧州委員会支援のもと、欧州の社会的企業の国際比較調査プロジェクトで結成された学際的研究者ネットワーク (EMES ネットワーク) を中心とする欧州の社会的企業論に基づいており、連帯経済の流れを基盤とした社会的排除問題の解決を掲げるものととらえられる。それには営利企業が含まれず、あくまでも NPO と協同組合に限定されたサード・セクターが対象となる。すなわち、社会的目的を優先するビジネスとして社会的企業をとらえており、株主や所有者のための利潤最大化というニーズによって動機づけられるのではなく、その剰余は主としてその事業やコミュニティの目的のために再投資される (塚本, 2012, 9 頁; 藤井, 2013, 20 頁)。

こうした社会的企業をシステムとして育成し維持する社会的インパクト投資 (Social Impact Investment) も注目され、その拡大が期待されている。社会的インパクト投資とは、財務的リターンを前提としながらも、企業活動の最優先目

的を社会的課題の解決とし、その結果 (output) や成果 (outcome) だけでなく、それが社会や環境に対して一定の影響 (impact) を与えることを意図する企業や組織に対する投資とまとめられる (朴, 2015, 171 頁)。

社会的企業を推進するイギリス政府の支援からは、社会的課題を解決するための公共サービスを社会的企業などの民間に移譲する際に、社会的インパクト投資システムをとおして財源を調達することで、政府の財政負担を減らす狙いがみられる⁶⁾

現在イギリス政府が積極的に推進している社会的インパクトボンド (Social Impact Bond: SIB) もその一環である。SIB には多様な形態があるが、一般的には公共サービス提供までのプロセスにおいて、競争原理に基づいた成果払い (Payments by Results: PbR) 契約が適用される業務委託の一つで、社会的投資家が投資リスクを負うシステムとなっている。2015 年現在、32 の SIB が実行されている (HM Government, 2016, p 5)。

当時のキャメロン政権は以前のブレア政権からの「政府とサード・セクターとのパートナーシップとネットワークづくり」を引き継ぎながらも変更を加えた、「ビッグ・ソサエティ (Big Society)」概念を提唱した。この考え方のもとで、住民自治や地方分権を掲げ個人と地域コミュニティとの関係性を強調し、公共サービス部門の民間への移譲政策を推進している。

そこには、競争原理を働かせることでサービスの質は保持しつつ、財政負担を減らすことが狙いとされており、それは2つの政府アジェンダーからも確認できる (西村万里子, 2015, 16 頁)。一つは Open Public Services で公共サービスの提供に競争原理を導入すること、もう一つは、Big Society Capital という社会的インパクト投資に関する金融仲介機関の設立とその運用である。

とりわけ、Big Society Capital はその主な財源として休眠口座資金を活用することで注目されている。従来サード・セクターに支援した補助金や支援金の性格ではなく、投資として将来の回収を前提とするところに、社会的インパクト

6) 社会的企業と社会的インパクト投資、社会的インパクトボンドに関しては、塚本・関 (2012)、朴 (2015)、松本・朴 (2015) などを参照。

ト投資支援機関としての意義がある。

こうした社会的インパクト投資市場の成長、拡大に向けたイギリス政府の政策は、2013年世界主要国首脳会議（G8サミット）において議長国として社会的インパクト投資のタスクフォースを提唱したことで、世界的に注目された（Social Impact Investment Taskforce, 2014, p 1）。同様の財政問題を抱えている多くの国に先立って、社会的インパクト投資市場をリードし主導権を握る狙いがみられる。これを後押しするかたちで、2014年社会的インパクト投資に対する世界初の個人投資家向け所得税控除（social investment tax relief）の税制が導入された（HM Government, 2016, p 8）。

このように、社会的課題を解決するために、社会的企業と社会的インパクト投資システムは有効な手段と期待される。しかし、これらのシステムが定着するにはさまざまな問題がある。現在社会的インパクト投資システムは基本的に社会的投資家の参加に頼っており、社会的企業という組織はその多くが規模や運営能力に問題を抱えているからである。

イギリスでは、このような状況を打開するために中間支援組織を積極的に活用している。ここに、営利企業の関与できる余地があると考えられる。その動機は、CSR活動の外延拡大だけでなく、投資活動として社会的課題の解決に直接かわり、外部不経済の内部化までも期待できるところにある。

5. 社会的企業への関与と課題

ここでは、投資市場におけるSRI/ESG投資の発展が企業のCSR行動を後押しする重要な役割を担うと推測できた。社会から企業に期待される環境と社会、さらにはガバナンスに関連する取り組みが企業価値につながることに一定水準で社会的合意が得られたとみられる。これを意識して、企業はより積極的にESGの遂行を経営戦略に盛り込むはずである。

しかしながら、その戦略を展開するCSR活動の領域はいままで一部に限られていたと思われる。前述のとおり、ESGに関連した取り組みは企業経営そのものの改善を意識する、企業の直接的な活動領域にとどまることが多いからである。実際多くの企業が採用しているGRIガイドラインで示した各カテゴ

リーからもそれが確認できた。もちろん、その内容の充実化と精緻化は進行中である。

もし、こうした CSR 活動を企業の重要な経営戦略と考えるならば、その外延を拡大する必要はあろう。すなわち、現在企業の CSR 活動からみられる「(内部的) 社会性」を「社会的課題解決のための (外部的) 社会性」に拡大することである。それは、企業が CSR 活動をとおして、今まで外部不経済を無視またはきわめて限定的に内部化した部分を増やすことにつながる。

それが可能であれば、そのとき社会的課題を解決する社会的企業とそれを支援する社会的インパクト投資システムとのかかわりは有用である。また、企業がその領域に関与することは、企業の外部不経済である社会的課題をより直接的に解決する意思を示すことにもなる。

社会的企業および社会的インパクト投資システムに企業が関与する方法は多様である。まず、社会的インパクト投資市場に投資家として参加することができる。それによって社会的課題に直接かかわる社会的企業の活動を資金面で支援することができる。そのとき投資した資金は回収を前提とするため、従来のメセナなどの社会貢献活動の次元を超えて積極的にかかわることができる。

また、社会的企業を組織育成の側面で支援することもできる。現在社会的企業はそのシステムがまだ定着しておらず、組織能力と運営においても多くの問題を抱えている (松本・朴, 2015, 60-63 頁)。そこに営利企業が関与することで、その能力をアップさせ、システムの持続性に貢献できる。

さらにこの両方を合わせて、投資とともに、その事業が成功できるよう組織面で支援を行う方法も効果的である。そうすることで、社会的課題の解決という喫緊の要請に企業が積極的に応え、同時に既存の CSR 活動の領域を広げることができる。

7) 2000年以降日本でも、協働やパートナーシップのかたちでNPO組織をサポートする企業や自治体の動きが多くみられている。ここで提案する関与の方法は、その動きを参考にしながらも、企業がCSR活動の拡張と社会的課題解決を意識し、企業と社会的企業にとってWin-Winとなる戦略、さらに組織の持続可能性を導くことを意図するものである。

もちろん、企業が社会的企業や社会的インパクト投資システムに関与できるかについては慎重な検討が必要である。何よりも、企業が社会的インパクト投資市場に新たな投資家として参加することが、経営戦略上有意義なのかを見極めなければならない。企業が社会的インパクト投資市場に投資家として参加することを、経営者の意思だけでなく、ステイクホルダーにも納得してもらえるかが重要となる。

CSR活動に対する社会的要請に多くの企業も応えているが、責任を求めるステイクホルダー間の考えは必ずしも合意できていない。とりわけ企業のCSR行動への投資家の反応をみる必要があるが、多くの実証研究があるものの、まだ明確な結論は出ていない (Kim et al, 2012; Elliott et al, 2014; 朴, 2010)。にもかかわらず、いままで以上に投資家を意識した企業のCSR行動は続くと考えられる。とすれば、企業が従来のCSR活動の延長線上で社会的インパクト投資市場へ参加することも、経営戦略上可能なはずである。

次に、企業が従来のCSR活動をより強化するため、社会的企業と社会的インパクト投資システムに関与することが、企業の利害と社会的目標を一致させる方向で調整できるかである。

現在企業のCSR活動とは、その多くが環境および社会関連ガイドラインの遵守程度にとどまっており、実際の社会にどう影響しているのかわかりにくい。このような状況を打開し、より積極的に具体的にCSR活動を展開する方法として、社会的企業とのさまざまなかたちの協働が考えられる。例えば、現在 Johnson & Jonson や Zurich, Samsung などのグローバル企業も社会的企業に関与しており、そういった動きから参加可能性と問題点を探ることで、企業のより高度なCSR行動が社会に与える影響のプラスの価値を見出すことができるだろう。

最後に、社会的企業との協働が、社会の一員として社会的責任が問われる営利企業と、社会的課題を解決するための社会的企業の、各々の組織において本来の目的に役立つのかについて考える必要がある。それについては、ひとまず企業の経営者意識を調査することで、社会的価値の向上をとおした企業価値の向上という経営戦略の重要な目標を探ることができる。これが確認できれば、

企業の CSR 活動が社会的企業システムの支援につながり、社会的課題の解決にも大きく貢献できるポジティブな結果をもたらすはずである。

これらを検討したうえで、社会的企業と社会的インパクト投資システムに企業が関与することの有用性が確認できたら、さらに次の点を検討する必要がある。

第1に、社会的企業の育成とシステム確立にどのようにかわるか、第2に、企業の成果主義的意思決定が社会的企業の事業展開に影響を与えるのではないかと、第3に、協働によって営利性が強化され、その結果他の社会的企業との仕事の奪い合いになるのではないかと、などである。こうした問題を防ぐために、たとえば両者間のガバナンスと利益配分に制約をかける措置を講ずる必要がある。このとき、企業と社会的企業の協働において、それぞれの前提、とりわけ営利企業の経営者の意思決定は極めて重要となる。

今後は、企業の高度な CSR 行動と社会的企業の資金調達および組織育成問題を、各々解決する有用な手段として社会的企業に関与することを具体的に検討するために、両者間のダイナミックな関係づくりと、決定的要素として経営者の意思決定、投資家との合意の重要性を、理論と実証分析をとおして明確にする必要がある。それに関しては、別の研究をとおして解明していく。

参考文献

- 河口真理子 (2014) 「ESG 投資－倫理としての SRI から企業価値評価の手段として－」『大和総研調査季報』春季号 Vol. 14, 80-105 頁。
- 荒井 勝 (2016) 「JSIF が集計した日本の機関投資家のサステナブル投資・ESG 投資残高」『日本サステナブル投資白書 2015』社会的責任投資フォーラム, 4-12 頁。
- 環境省 (2016) 「平成 26 年度環境にやさしい企業行動調査」
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h26/gaiyo.pdf> (2017 年 1 月)
- 企業価値レポーティング・ラボ (2016) 「国内自己表明型統合レポート発行企業リスト 2016 年版」http://cvrl-net.com/archive/pdf/list2015_201611.pdf (2017 年 1 月)
- 経済産業省 (2004) 「企業の社会的責任 (CSR) を取り巻く現状について」
http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf

(2017年1月)

- 首藤 恵・竹原 均 (2007) 「企業の社会的責任とコーポレート・ガバナンス」『Waseda University Institute of Finance Working Paper Series WIF-07-006』1-48頁。
- 谷本寛治 (2007) 「第1章ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)の台頭」(谷本寛治編『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』所収, 中央経済社), 1-46頁。
- 塚本一郎 (2012) 『社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社會基盤整備の制度化に関する日英比較研究』全労済協会。
- 塚本一郎・関 正雄 (2012) 『社会貢献によるビジネス・イノベーション』丸善。
- 土肥将敦・谷本寛治 (2007) 「第3章アメリカにおけるソーシャル・イノベーション・クラスターの展開」(谷本寛治編『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』所収, 中央経済社), 95-120頁。
- 西村万里子 (2015) 「(3)プライスウォーターハウスクーパーズ センターズ・フォー・ソーシャルインパクト」(非営利・公共経営研究所(明治大学)『2014年度英国調査 英国におけるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)と社会的インパクト評価に関する研究報告書』所収, 非営利・公共経営研究調査研究シリーズ No. 27), 15-21頁。
- 年金積立金管理運用独立行政法人 (2015) 「国連責任投資原則への署名について」
http://www.gpif.go.jp/topics/2015/pdf/0928_signatory_UN_PRI.pdf (2017年1月)
- 朴 恩芝 (2015) 「イギリスにおける社会的インパクト投資—市場拡大と社会的インパクトボンド(SIB)」『経済論叢(香川大学)』第87巻第3・4号, 171-183頁。
- 藤井敦史 (2013) 「はじめに」(藤井敦史・原田晃樹・大高研道『戦う社会的企業—コミュニティ・エンパワーメントの担い手』所収, 勁草書房), i-x頁。
- 松本典子・朴 恩芝 (2015) 「サード・セクター組織に対する持続可能な社会的インパクト投資」(日本比較経営学会編『市民社会の可能性と企業の役割・責任』所収, 比較経営研究第40号), 57-75頁。
- Domini, Amy. (2001), *Socially Responsible Investment: Making a Difference and Making Money*. (山本利明訳 (2002) 『社会的責任投資』木鐸社)
- Drucker, Peter. (1973), *Management: Tasks, Responsibilities, Practices*. (上田惇生訳 (2013) 『マネジメント—基本と原則』ダイヤモンド社)
- Elliott, W., E. Jackson, M. Pecker, and B. White (2014), "The Unintended Effect of Corporate Social Responsibility Performance on Investors' Estimates of Fundamental Value", *The Accounting Review Vol. 89, No. 1*, 275-302.
- Global Reporting Initiative (2013), *G4 Sustainability Reporting Guideline*.

Harvey, David. (2007), *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press.

(渡辺治監訳 (2007) 『新自由主義－その歴史的展開と現在』 作品社)

HM Government (2016), *Social investment : force for social change, 2016 strategy*.

Kim, Y., M. Park, and B. Wier (2012), "Is Earnings Quality Associated with Corporate Social Responsibility?", *The Accounting Review Vol. 87, No. 3*, 761-796.

Piketty, Thomas. (2014), *Le Capital au XXI siècle*.

(山形浩生, 守岡桜, 森本正史訳 (2014) 『21世紀の資本』 みすず書房)

Porter, M. and M. Kramer (2011), "Creating Shared Value", *Harvard Business Review Jan-Feb*.